

北九州市医師会医療救護計画

平成28年3月

公益社団法人 北九州市医師会

《 目 次 》

- 第1章 総論 (P 3～P 11)
 - 1. 1 本医療救護計画の目的
 - 1. 2 本医療救護計画の位置づけ
 - 1. 3 北九州市の災害医療体制
 - 1. 4 災害発生直後の対応
 - 1. 5 指揮命令系統の明確化・機能強化等
 - 1. 6 応援要請
 - 1. 7 訓練・研修計画
 - 1. 8 補償

- 第2章 災害発生時に構築される組織 (P 12～24)
 - 2. 1 災害救急医療本部の設置基準
 - 2. 2 災害救急医療本部の組織
 - 2. 3 現地医療対策本部

- 第3章 カテゴリーⅠの対応 (P 25～P 26)
 - 3. 1 カテゴリーⅠの災害の特徴
 - 3. 2 カテゴリーⅠの災害対応戦略
 - 3. 3 災害発生時の対応

- 第4章 カテゴリーⅡの対応 (P 27～P 28)
 - 4. 1 カテゴリーⅡの災害の特徴
 - 4. 2 カテゴリーⅡの災害対応戦略
 - 4. 3 災害発生時の対応(例：震度5弱以上の地震発生時)

- 第5章 カテゴリーⅢの対応 (P 29～P 31)
 - 5. 1 カテゴリーⅢの災害の特徴
 - 5. 2 カテゴリーⅢの災害対応戦略
 - 5. 3 災害発生時の対応
 - 5. 4 北九州市保健福祉局との連携

- 第6章 カテゴリーⅣの対応 (P 32)
 - 6. 1 カテゴリーⅣの災害の特徴
 - 6. 2 カテゴリーⅣの災害対応戦略
 - 6. 3 災害発生(予兆把握)時の対応

- 第7章 医療機関における患者搬入体制 (P 33～P 36)

- 第8章 その他 (P 37～P 49)
 - 8. 1 北九州市医師会災害医療プログラムについて
 - 8. 2 付属資料

第1章 総論

1.1 本医療救護計画の目的

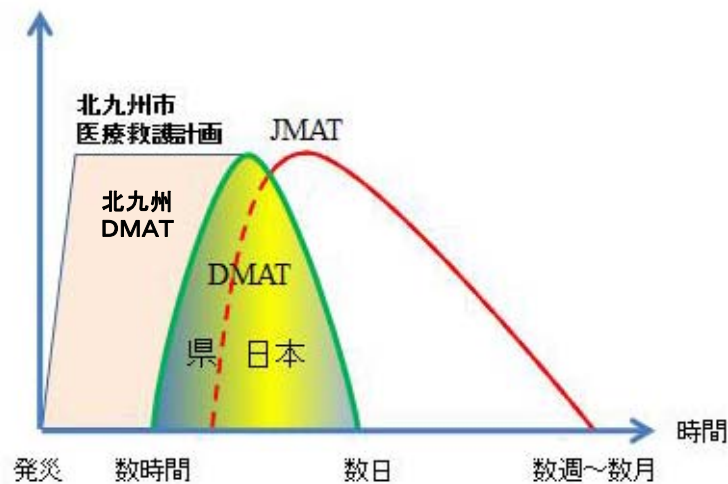
北九州市において、一時に多数の被災者が発生した場合に、「災害現場」、「収容病院」、「避難所」等で、被災者の機能予後を最も良いものとするために、北九州市に在住する医師として組織的活動の実施、及び関係機関との連携体制を構築することを目的とする。

1.2 本医療救護計画の位置づけ

北九州市で発生した災害について、特に発生直後からの医療機関の標準的な対応を具体的に示すものであり、以下の法令・計画・通知において示された項目に対応するものである。なお、健康危機事態等についても本計画が有効と考えられる場合には弾力的に運用を図る。

また、本計画は市域内の医療資源のみの計画ではなく、国及び県の制度により受援する医療資源の有効な活用を図ることも計画に組み入れている。

法令・計画・通知	項目		北九州市医師会 災害医療計画
北九州市地域防災計画	応急対応	医療活動	
集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策について	消防庁、厚生労働省、警察庁、日本医師会		
北九州市国民保護計画	事態対応		
北九州市消防局集団救急救助対策要綱			



1. 3 北九州市の災害医療体制

1. 3. 1 本計画の適用時期

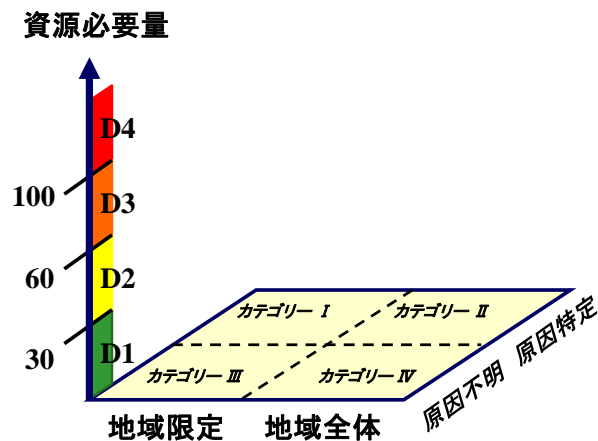
災害は混沌とした状態であることから、災害進行中は誰も全体像を掴んでいないという前提にたって、災害発生直後から本計画の適用有無の判断を開始していく。

1. 3. 2 分類

災害を次の2つの要因で分類する。発生時の状況による分類は対応方針の決定に寄与し、規模による分類は資源必要量の決定に寄与する。

1. 3. 2. 1 発生時の状況による分類

災害発生を覚知した際の状況で、災害発生場所（地域限定 or 地域全体）、原因の明確さ（原因特定 or 原因不明）に着目して、以下の4つに分類する。



カテゴリーⅠ	地域限定 原因特定	例：鉄道事故 飛行機事故 大規模道路事故 等
カテゴリーⅡ	地域全体 原因特定	例：地震 水害 大規模自然災害 等
カテゴリーⅢ	地域限定 原因不明	例：食中毒 化学テロ クリプトスポリジウム 等
カテゴリーⅣ	地域全体 原因不明	例：感染症 放射線災害 等

1. 3. 2. 2 規模による分類

災害規模がある程度明らかになった段階からは災害規模に応じて体制を迅速に構築し、災害状況の推移によって適宜見直す。

Pre-D:	現地での医療対応が必要な被災者数が概ね	4～9人
D1:	〃	10～30人
D2:	〃	31～60人
D3:	〃	61～100人
D4:	〃	100人以上

1. 3. 3 医療機関とその役割

1. 3. 3. 1 災害拠点病院

- ・24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病等の受入れ及び搬出を担う。
- ・担当区域内において災害が発生した場合は発災地に北九州DMATの派遣を行う。
- ・他地域で災害が発生した場合には、被災地からの傷病者の受入れ拠点になる。

担当区域	医療機関名	電話番号（代表）
門司区北部・小倉北区	新小文字病院	093-391-1001
	北九州市立医療センター	093-541-1831
	健和会大手町病院	093-592-5511
門司区南部・小倉南区	北九州総合病院	093-921-0560
	九州労災病院	093-471-1121
八幡東区・戸畑区	北九州市立八幡病院	093-662-6565
八幡西区・若松区	産業医科大学病院	093-603-1611
	JCHO九州病院	093-641-5111

尚、市立八幡病院を担当区域に関わらず統括病院とし、その災害担当医師をドクターコマンダーとする。

注) DMATについては、「日本DMAT」及び「都道府県DMAT」が存在するが、本医療計画では災害時0時対応の観点から、本計画に基づき災害拠点病院から出動する医療チームを「日本DMAT」及び「都道府県DMAT」への登録の有無に関わらず、『北九州DMAT』と記載している。尚、記載にあたっては、専ら北九州DMATのみを対象とした規定については、「北九州DMAT」と記載し、活動時間の経過から各DMATの活動を網羅する場合は「DMAT」と記載している。

1. 3. 3. 2 災害支援病院

※名簿は40ページ参照下さい。

- ・重症～中等症患者の後方受け入れを行う。
- ・ドクターコマンダーの要請に応じて発災地に医療スタッフを派遣する。

1. 3. 3. 3 一般会員

- ・ 軽症患者の受け入れを行う。
- ・ 医療本部の要請に応じて可能な限り災害医療全般に協力する。

1. 4 災害発生直後の対応

災害規模	北九州DMA T	出動待機	協力
Pre-D	最短で出動できる 区域災害拠点病院 + 市立八幡病院	区域災害拠点病院	-
D1			一般会員
D2			
D3		全災害拠点病院	
D4			

- ・ 災害拠点病院には北九州市消防局より災害発生の一報が入る。

1. 5 指揮命令系統の明確化・機能強化等

1. 5. 1 体制選択の意思決定

『北九州市医師会災害救急医療本部の設置は北九州市医師会長が行う』

北九州市医師会長は、北九州市の要請に基づき、または北九州市医師会自らが災害情報を収集することにより、本計画に該当する災害と認めた場合、災害の 카테고리 及び規模を選択したのち、北九州市医師会会員に対して本計画での対応を宣言し、災害救急医療要綱に基づいた災害救急医療本部を設置する。

1. 5. 2 意思決定の代行

『緊急時は現場ドクターコマンダー、不在時は役職上位順が代行する。』

突発的に発生する災害に迅速に対処するため、市立八幡病院のドクターコマンダーは、北九州市消防局より災害の一報を受け、派遣された北九州DMA Tからの情報等により、市民の救命を行ううえで緊急に対応する必要があると認めた場合は、北九州市医師会長に代わり、災害の 카테고리 及び規模を選択したのち、北九州市医師会会員に対して本医療計画での対応を宣言する。

宣言後は、遅滞無く北九州市医師会長に報告する。

尚、北九州市医師会長の不在時における代行順位は以下のとおりとする。

代行順位	代行者
第1順位	北九州市医師会 副会長
第2順位	北九州市医師会 専務理事

1. 5. 3 災害現場へDMATを派遣する場合の意思決定者

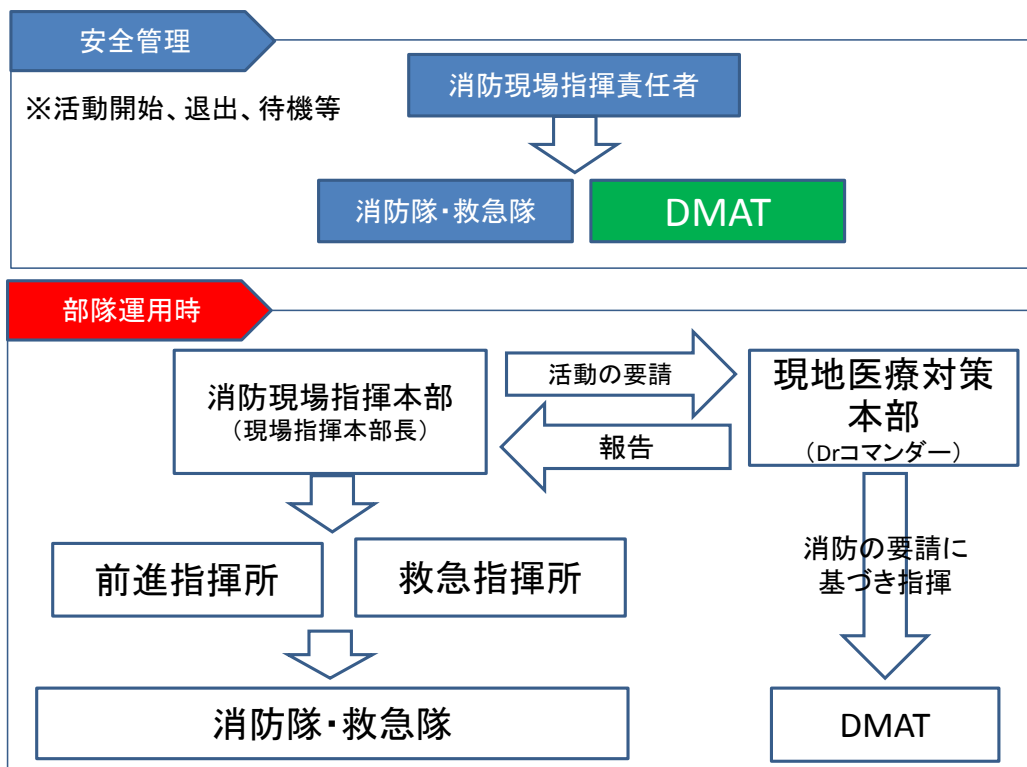
北九州市消防局から派遣要請を受けたDMATを管理する者が派遣の可否の判断を行う。(管理する者：DMOCセンター長(後述)またはDMOCセンター長が指名する者)

1. 5. 4 災害現場でのDMATの指揮

『災害現場でのDMATの運用指揮はドクターコマンダーが行い、現場管理及び安全管理面は消防の指揮下で対応する。』

- ・災害現場での活動開始、停止及び安全管理に関する事項に関しては、消防の現場指揮本部長の指揮下に入るものとする。
- ・DMATの運用や活動指揮については、現場にいるドクターコマンダーが行う。
- ・現場に到着したドクターコマンダーは、消防が現場付近に設置する現場指揮本部に入り、現場指揮本部長と連携を図り、活動方針、区域及び内容を決定する。
- ・ドクターコマンダーは、現場指揮本部に隣接した場所に現地医療対策本部を設置し、DMATの組織的な活動を行う。
- ・後着のDMAT、現場に駆けつけた一般会員にあつては、現地医療対策本部に到着の報告を行い、ドクターコマンダーの指揮下に入る。

消防現場指揮本部と現地医療対策本部の指揮命令関係



注) 現場管理や安全管理面についてDMATが消防現場指揮責任者の指揮下に入っているため、消防指揮責任者がDMATの全ての活動が自身の指揮下に入っていると錯誤するケースも想定されるので、DMAT運用の指揮命令系統の明確化を調整することもドクターコマンダーに求められる。

1. 5. 5 災害救急医療本部の情報収集、分析機能の強化

- ・災害時における災害救急医療本部の情報収集、分析機能を強化するため、本計画の適用が宣言された時に、災害現場活動、医療機関の対応、避難所の開設状況等の情報を集約する『災害医療・作戦指令センター（Disaster Medical Operation Center 以下「DMOC」という。）』を市立八幡病院内に設置する。
- ・DMOCのセンター長は、市立八幡病院災害医療研修センター長とする。
- ・DMOCは、適宜必要な情報を収集・分析し、本部班に報告するとともに、本部班の大局的な指揮に基づき、消防機関、各機関との連携を図りながら、災害現場、医療機関、避難所等の各場所への適切な医療資源の配分を行う。

1. 6 応援要請

- ・災害対応は適切な時期に的確な資源を投入することが必要である。
- ・各機関における組織の状況から災害対応できる迅速性や規模は一定ではないため、関係機関の特性や能力を踏まえ連携した対応や、医療資源の応援要請を行うことで対応能力、マンパワー等を補うことにより、適切な災害活動につながる。
特に災害初動期においては、DMAT、JMAT、北九州市消防局等の災害対応能力と時間軸を考慮した対応が求められるため、早期の応援要請、応援を受ける体制の迅速な立ち上げなど有効に運用できることが重要となる。

1. 6. 1 福岡県DMATの派遣要請

- ・派遣要請については、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱（以下「DMAT運営要綱」という。）によるものとするが、ドクターコマンダーが現場又は現場の状況を把握できる場合は、当該ドクターコマンダーは、消防機関の現場指揮者とともに、災害の内容、発生時期、場所、北九州市消防局の救急救助体制等を総合的に勘案し、必要に応じてDMAT運営要綱に基づき対応する。

1. 6. 2 北九州DMAT以外のDMATの活動内容・場所等

- ・市外（又は県外）から派遣されたDMATの集合拠点は、DMOC又はDMOCが指定した場所とする。
- ・市外（又は県外）から派遣されたDMATの活動場所・時間・内容等の指示は、DMOCが行う。

- ・DMA Tは、災害現場及び災害拠点病院で救護活動を行い、災害現場では当該現場における現地医療対策本部の指揮者であるドクターコマンダーの指揮下に入り、災害拠点病院においては、当該派遣を受けた病院長又は病院長が指定する者の指揮下に入る。

- ・DMA Tの活動隊数の目安は次のとおり。

	災害現場	災害拠点病院	参考（救急車）
Pre-D	1～2	—	2～5
D-1	2～3	—	6
D-2	3	3～6	10
D-3	4	6～10	15
D-4	5～	10～	15～

※救急車の台数については、現場指揮者の判断により増減可能、救急車の他に軽傷者搬送用に「後方支援車（21人乗り）」がD-1から出動予定である。

【例：北九州DMA Tの情報の伝達経路】

消防指揮責任者 or 消防指令センター {出動要請} →DMOC（現場グループ）
 {出動依頼} →北九州DMA T対応病院 {出動}

1. 6. 3 日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣要請

- ・北九州市地域防災計画に基づき、市災害対策本部（区対策部→保健福祉部）から災害救急医療本部に避難所へのJMATの派遣要請を受けた場合、JMATの派遣手続きを行う。

1. 6. 4 JMATの活動内容・場所等

- ・市外（又は県外）から派遣されたJMATの集合拠点は、DMOC又はDMOCが指定した場所とする。
- ・市外（又は県外）から派遣されたJMATの活動場所・時間・内容等の指示は、DMOCが行う。
- ・JMATは、避難所で救護活動を行い、当該避難所が所在する各地区医師会の会長又は支部長が指定する者の指揮下に入る。

※14都市への派遣要請についてもJMATに準じて行う。

1. 7 訓練・研修計画

本計画実行性を担保し、災害時における対応の万全を期すため、各種訓練を実施する。

1. 7. 1 各種訓練の目的

- ・医療救護計画の習熟
- ・関係機関との連携体制の強化

1. 7. 2 訓練の種類

計画の実行性を担保するため、教育効果が得られるよう、以下に示す内容の訓練を組み合わせ、継続して訓練を行っていく。

①知識習得：「セミナー、研修会」

- ・市の防災体制、DMAT、JMATの派遣要請方法等の知識の習得
- ・ホワイトボード等による情報整理、共有方法等

②図上訓練等

- ・DIG等図上検討訓練
- ・図上シミュレーション（情報伝達）訓練

③実働型訓練

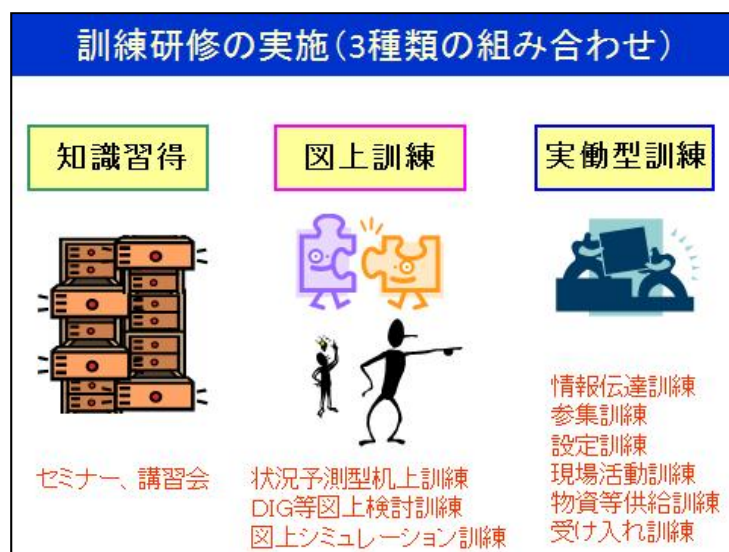
- ・災害用メールの送受信訓練
- ・参集訓練、本（支）部設定訓練
- ・現場活動訓練
- ・災害拠点病院における傷病者受け入れ訓練

④複合訓練

上記②、③の両訓練の要素を含んだ複合的な訓練

1. 7. 3 実施回数

複数年の実施計画などを作成して、計画的かつ継続的に訓練を実施する。



※図上シミュレーション訓練は、組織の意思決定を鍛える効果的な手法の一つであり、北

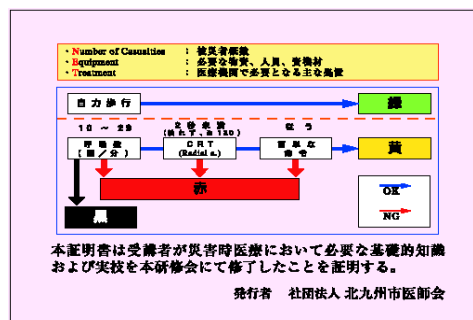
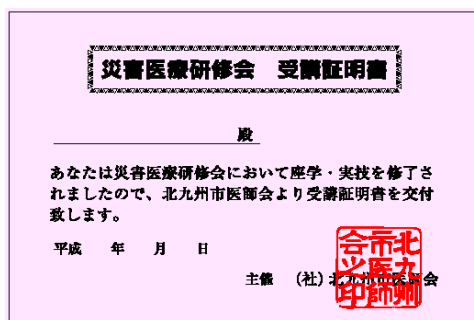
九州市においては、北九州市立大学、北九州市危機管理室、消防局等で共同開発した「情報伝達・共有型図上訓練を用いた危機管理体制強化マネジメントプログラム」（総務省消防庁消防防災科学技術研究推進制度）を用いた訓練を実施している。市と連携した訓練を行うことで、更なる訓練効果が期待できる。

1. 8 補償

1. 8. 1 災害補償

- ・北九州市消防局の出動要請を受けて出動した者については北九州市消防団員等公務補償条例を適応する（協定）。
- ・北九州市医師会災害医療研修会を受けた受講証明書を明示して現場指揮者の許可を受けた者についても同補償を適応する。

【参考：受講証明書（見本）】



- ・尚、北九州市消防局と別に定めがある場合は、この限りではない。

1. 8. 2 医薬品等の供給

- ・医療班は、原則として北九州市が提供する医薬品及び医療資機材等を使用するものとする。
- ・尚、医療班が携行した医薬品及び医療資機材等を使用した場合における経費についても、北九州市が負担するため、別に定める医薬品等使用報告書を添付して請求するものとする。

注) 医療班とは、災害現場や避難所等で医療救護活動を担う為に編成された災害医療本部員からなる班をいう。尚、北九州市地域防災計画においては、救護班と標記している。

1. 8. 3 報酬

- ・医療班員に対し、北九州市が報奨金を支給する。尚、報奨金の支給範囲及び金額については、災害救助法等を準用することとし、別に定める医療班活動実績報告書及び救護班診療記録書を添付して請求するものとする。

第2章 災害発生時に構築される組織

災害救急医療本部の指揮命令系統の明確化を図るため、運営に関する構成組織は、本部班、DMOC、災害拠点病院及び各地区医師会とする。

2.1 災害救急医療本部の設置基準

- ・北九州市地域防災計画において災害対策本部が設置された時
- ・北九州市医師会長が必要と判断した場合

2.2 災害救急医療本部の組織

(1) 本部班

ア. 設置場所

- ・北九州市災害対策本部室が設置された場所（市役所本庁舎又は消防本部庁舎）

イ. 本部長等

- ・本部長：北九州市医師会長
- ・副本部長：北九州市医師会副会長

ウ. 主な役割

- ・災害救急医療本部における大局的な判断と全体運営
- ・北九州市災害対策本部、関係機関との総合調整
- ・災害救急医療本部の活動に関する広報対応

エ. 構成

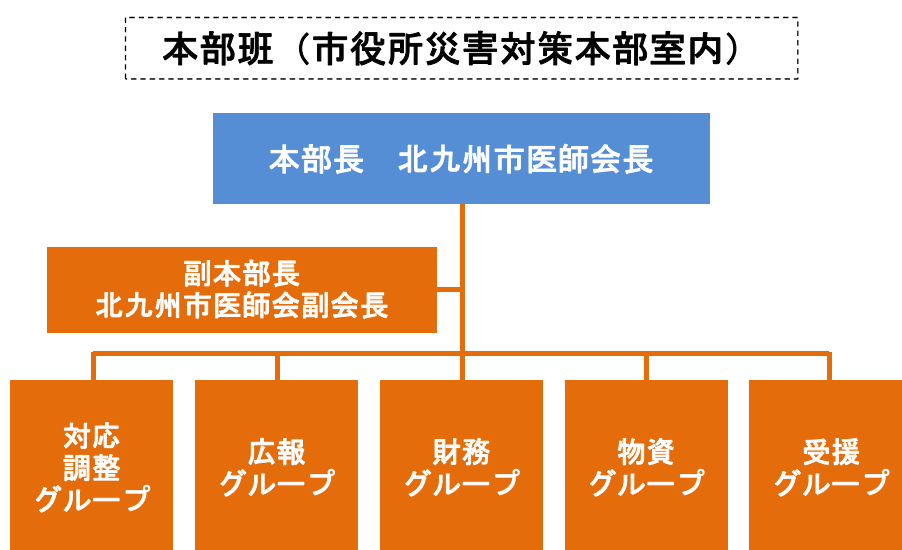
	グループリーダー (医師会)	サブリーダー	
		医師会	市（リエゾン）
対応調整	専務理事	会計担当理事	消防局
広報	広報担当理事	広報副担当理事	—
財務	会計担当理事	専務理事	保健福祉局
物資	医療安全担当理事	地域医療担当理事	保健福祉局
受援	地域医療担当理事	医療安全担当理事	保健福祉局

オ. 業務

(ア) 対応調整

- ・現場、医療機関、避難所等における救護活動の全体把握及び調整に関すること。
- ・救護活動に関する関係機関との協調、活動調整及び協議に関すること。
- ・その他救護活動に関すること。

- (イ) 広報
 - ・災害救急医療本部の広報に関すること。
- (ウ) 財務
 - ・救護活動に伴う会計事務全般に関すること。
- (エ) 物資
 - ・市内救護活動に伴う必要物資の把握、調達及び配置の総合調整に関すること。
- (オ) 受援
 - ・各地から派遣されるDMAT、JMAT等の総合調整に関すること。



(2) 災害医療・作戦指令センター（DMOC：Disaster Medical Operation Center）

ア. 設置場所

- ・北九州市立八幡病院内に設置する。

【連絡先：Tel. 093-662-6565（市立八幡病院代表）】

【連絡先：Tel. 093-662-6505（災害医療研修センター）】※災害時専用

イ. センター長

- ・災害医療研修センター長

ウ. 主な役割

- ・救護活動全体に関する情報収集・分析
- ・災害現場、医療機関、避難所等の各場所への適切な医療資源の配分
- ・現場対応に係る関係機関との調整

エ. 構成

	グループリーダー (医師会)	サブリーダー	
		医師会	市
調整	センター長(兼務)	—	—
現場	災害医療担当理事	救急医療副担当理事	消防局
災害拠点病院	救急医療担当理事	災害医療副担当理事	—
避難所	高齢社会対策担当理事	高齢社会対策副担当理事	八幡病院事務局
物資	医事調停担当理事	医事調停副担当理事	保健福祉局
受援	健康推進担当理事	健康推進副担当理事	保健福祉局

※災害状況に応じて班の構成は適切に対応する。

オ. 業務

(ア) 現場グループ

- ・災害現場の情報収集に関すること。
- ・災害現場における救護班の活動方針、活動調整に関すること。
- ・災害現場の救護班の活動に関する指示、伝達等に関すること。
- ・災害現場におけるマンパワーの充足状況の把握、応援派遣等に関すること。
- ・災害現場における関係機関との調整及び協議に関すること。
- ・その他災害現場対応に関すること。

(イ) 災害拠点病院グループ

- ・市内医療機関の患者受け入れ可能状況に関すること。
- ・市内医療機関への医療資源の状況、配置調整に関すること。
- ・災害拠点病院の連携、調整に関すること。
- ・市外医療機関の患者受け入れ可能状況の把握及び搬送に関すること。
- ・その他医療機関対応に関すること。

(ウ) 避難所グループ

- ・避難所における救護班の活動方針、活動調整に関すること。
- ・避難所の救護班の活動に関する指示、伝達等に関すること。
- ・避難所の救護活動におけるマンパワーの充足状況の把握、応援派遣等に関すること。
- ・避難所における関係機関との調整及び協議に関すること。
- ・その他避難所対応に関すること。

(エ) 物資グループ

- ・現場、医療機関、避難所における救護活動に伴う必要物資の把握、調達及び配置に関すること
- ・その他物資に関すること。

(オ) 受援グループ

- ・現場、医療機関、避難所における救護活動に伴うマンパワーの充足状況の把握
- ・応援を受けたDMAT、JMATの現場、医療機関、避難所への配置にかかる調整及び後方搬送に関すること。
- ・その他受援に関すること。

※DMOC立ち上げ時の対応

■災害発生時でのDMOC設置宣言の各関係機関への連絡

DMOC（避難所グループ）→各地区医師会及び薬剤師会へ

- ・各地区医師会および薬剤師会の災害対策本部設置指示
- ・メールの確認を指示
- ・登録会員へ一斉メールしたことの伝達（医師会が集合場所）

◀DMOC立ち上げ時の送信メール内容例▶

①DMOC→各地区医師会

「〇〇災害発生。とくに〇〇区の被害甚大の様様。市立八幡病院内にDMOCが設置されました。」

「各地区医師会は災害対策本部を立ち上げ、医療支援の準備をお願いします。」

「通知を確認したら、各地区医師会は返信をお願いします。」

②DMOC→薬剤師会

「土砂災害発生。とくに〇〇区の被害甚大の様様。市立八幡病院内にDMOCが設置されました。薬剤師会は災害対策本部を立ち上げ、情報収集をお願いします。通知を確認したら、返信をお願いします」

③各地区医師会および薬剤師会→DMOC（①及び②への返信内容）

「〇〇医師会です。災害対策本部設置完了、職員配置完了」

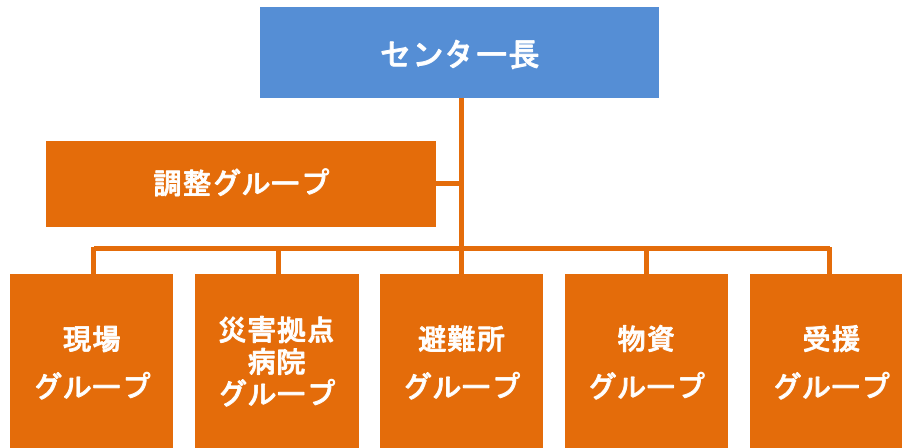
④DMOC→医師会員への一斉メール

「市立八幡病院内にDMOCが設置されました。以下の質問に回答を入力してください。」

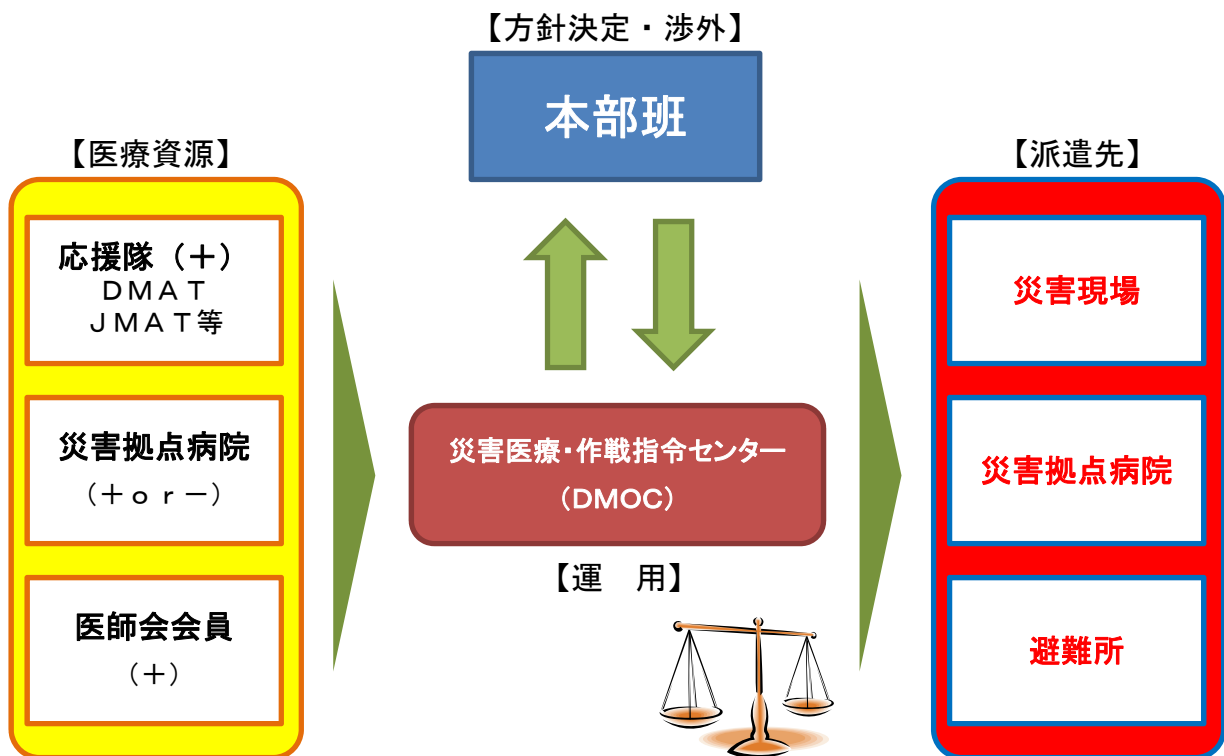
(1) 自施設の被害 [あり なし]

(2) 所属医師会への参集 [可 不可]

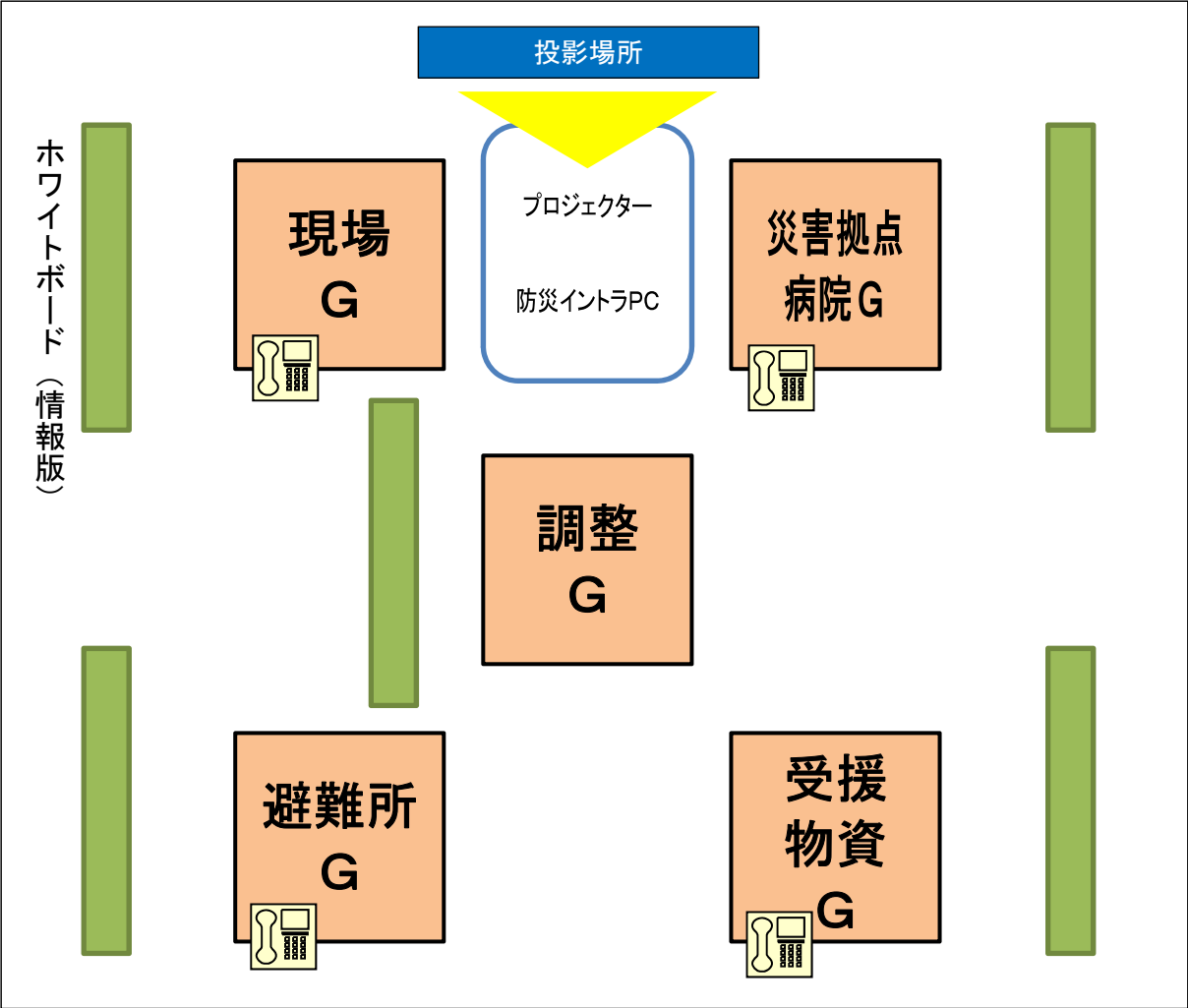
災害医療・作戦指令センター
DMOC Disaster Medical Operation Center



災害医療本部運用概要



DMOCレイアウト例（5グループ版）



(3) 災害拠点病院

ア. 設置場所

- ・各災害拠点病院内に設置する。

イ. 病院長・調整役等

- ・病院長： 院 長
- ・調整役： 副院長

ウ. 主な役割

- ・院内の災害対応への切り替え、受け入れ対応
- ・災害現場への救護班の派遣等現場対応又は対応支援
- ・自身の病院情報のDMOCへの報告、システム入力
- ・応援者の配分、指揮

エ. 構 成

	グループリーダー	サブリーダー
現場対応	—	—
院内対応	—	—
物資・受援	—	—

※状況に応じ適宜担当者を決定する。

オ. 業 務

(ア) 現場対応グループ

- ・DMOCからの方針に基づいた災害現場における救護班での活動に関すること。
- ・その他災害現場対応に関すること。

(イ) 院内対応グループ

- ・災害対応への切り替えに関すること。
- ・傷病者の受け入れに関すること。
- ・他医療機関との調整に関すること。
- ・その他院内対応に関すること。

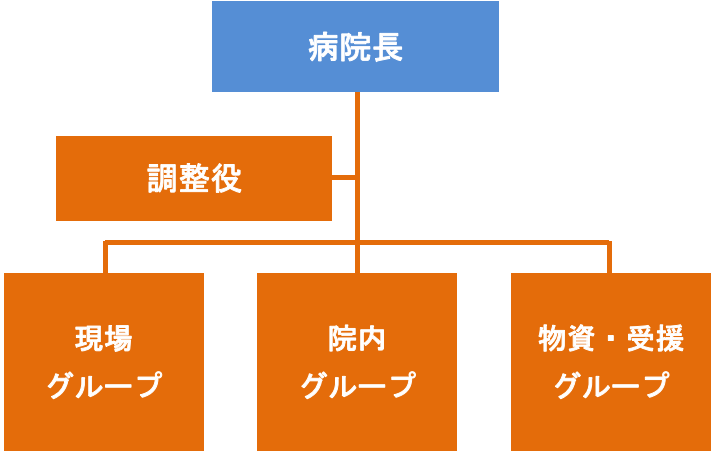
(ウ) 物資・受援グループ

- ・現場、院内における救護活動に伴う必要物資の把握、調達及び配置に関すること。
- ・現場、院内における救護活動に伴うマンパワーの充足状況の把握
- ・応援を受けたDMAT等の指揮、調整に関すること。
- ・その他物資、受援に関すること。

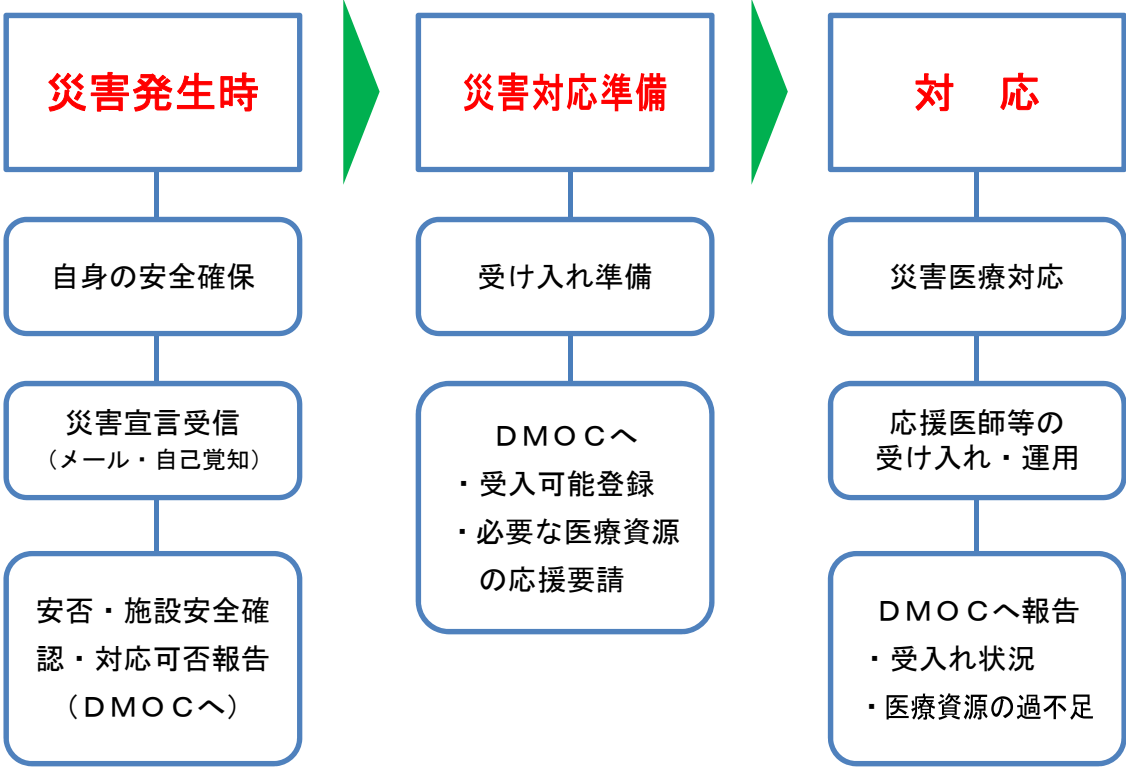
カ. その他

- ・災害支援病院はDMOC及び近隣の災害拠点病院と緊密な連携を図り、必要に応じて災害拠点病院に準じた対応を行う。

災害拠点病院



災害拠点病院の災害対応の流れ



(4) 各地区医師会

ア. 設置場所

- ・各地区医師会内に設置する。

イ. 支部長

- ・地区医師会長

ウ. 主な役割

- ・各地区医師会支部内における医療救護活動全体に関する情報収集
- ・災害対応可能な一般会員の登録、派遣調整
- ・DMOCより決定された医療資源の災害現場、医療機関、避難所等への配置
- ・関係機関との調整

エ. 構成

《門司区医師会》【連絡先：TEL. 093-371-1567（代表）】

支部長	会長	
調整役	副会長	
	グループリーダー	サブリーダー
現場対応	災害医療担当理事	庶務担当理事
医療機関対応	医療情報担当理事	会計担当理事
避難所対応	門司区在宅医療・介護連携 支援センター担当理事	医療安全対策担当理事
物資・受援対応	医事調停担当理事	健診担当理事

《小倉医師会》【連絡先：TEL. 093-551-3181（代表）】

支部長	会長	
調整役	副会長	
	グループリーダー	サブリーダー
現場対応	救急医療・防災対策担当理事	〃 副担当理事
医療機関対応	専務理事	事務局長
避難所対応	高齢社会対策事業担当理事	〃 副担当理事
物資・受援対応	地域医療担当理事	〃 副担当理事

《八幡医師会》【連絡先：TEL. 093-681-6035（代表）】

支部長	会長	
調整役	副会長	
	グループリーダー	サブリーダー
現場対応	専務理事	事務局長
医療機関対応	災害救急担当理事	事務局業務係長
避難所対応	保険担当理事	医療・福祉センター管理者
物資・受援対応	健康推進担当理事	事務局総務係長

≪戸畑区医師会≫【連絡先：TEL. 093-871-6326（代表）】

支部長	会長	
調整役	専務理事	
	グループリーダー	サブリーダー
現場対応	救急担当理事	会計担当理事
医療機関対応	健診担当理事	救急担当理事
避難所対応	高齢者地域医療担当理事	健診担当理事
物資・受援対応	会計担当理事	高齢者地域医療担当理事

≪若松区医師会≫【連絡先：TEL. 093-761-5367（代表）】

支部長	会長	
調整役	副会長	
	グループリーダー	サブリーダー
現場対応	救急担当理事	学校保健担当理事
医療機関対応	専務理事	勤務医担当理事
避難所対応	広報担当理事	医療安全担当理事
物資・受援対応	地域医療担当理事	保険担当理事

オ. 業 務

(ア) 現場対応

- ・現場における医療活動の情報収集に関すること。
- ・活動可能な一般会員の登録とDMOCからの指示・要請に基づいた災害現場への派遣、調整
- ・その他災害現場対応に関すること。

(イ) 医療機関対応

- ・活動可能な一般会員の登録とDMOCからの指示・要請に基づいた医療機関への派遣、調整
- ・一般会員の病院施設、使用可能医薬品等の状況把握
- ・その他医療機関対応に関すること。

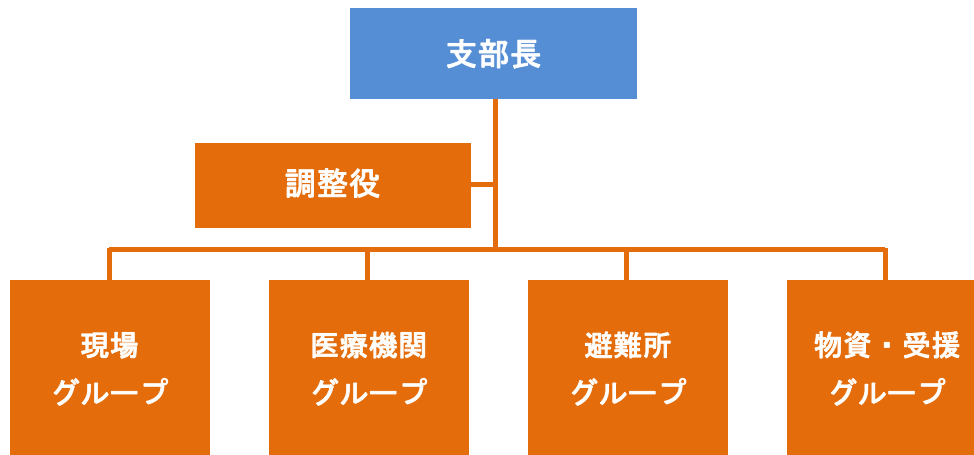
(ウ) 避難所対応

- ・活動可能な一般会員の登録とDMOCからの指示・要請に基づいた避難所への派遣、調整
- ・その他避難所対応に関すること。

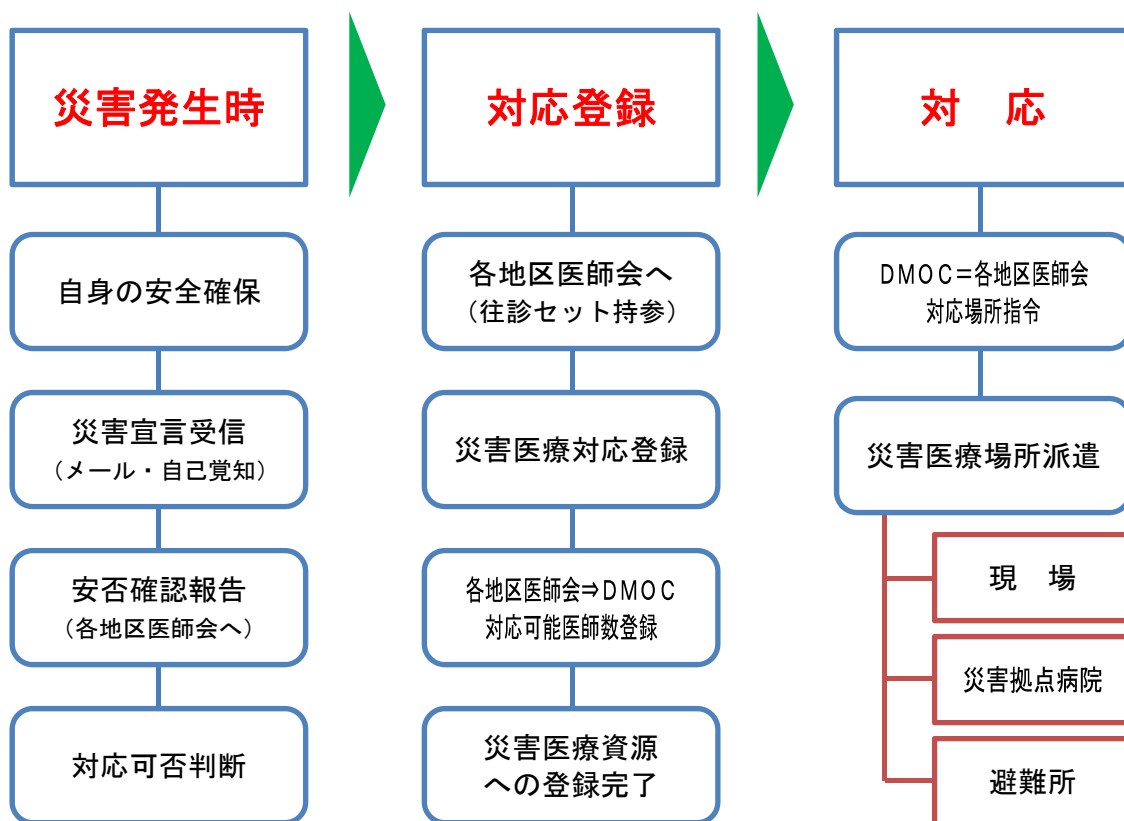
(エ) 物資・受援対応

- ・DMOCからの指示に基づき派遣されたマンパワーの配置に関すること。
- ・DMOCからの指示に基づき配送された物資の配置に関すること。
- ・その他物資・受援に関すること。

各地区医師会



一般会員の災害対応の流れ



北九州市医師会
災害救急医療本部 組織構成図

本部班（市役所災害対策本部室内）

本部長 北九州市医師会長

副本部長
北九州市医師会副会長

対応
調整
グループ

広報
グループ

財務
グループ

物資
グループ

受援
グループ

災害医療・作戦指令センター
DMOC Disaster Medical Operation Center

センター長

調整グループ

現場
グループ

災害拠点
病院
グループ

避難所
グループ

物資
グループ

受援
グループ

災害拠点病院

病院長

調整役

現場
グループ

院内
グループ

物資・受援
グループ

各地区医師会

支部長

調整役

現場
グループ

医療機関
グループ

避難所
グループ

物資受援
グループ

2. 3 現地医療対策本部

(1) 設置基準

- ・DMA T、医療班が出動した時

(2) 設置場所

- ・各3～5章で記述

(3) 本部長の任を負う者

- ・各3～5章で記述

(4) 消防との関係

- ・医療救護活動は、現場の統一指揮下で現場活動と一体となって実施する。
(北九州市医師会災害医療プログラム)
- ・医療救護活動は、現場での安全確保、活動始期、終期等について消防機関から指揮を受ける。
- ・医療班、DMA Tの活動指揮権はドクターコマンダーが有する。
- ・消防と医療の一体的な組織活動を確保するため、消防の現場指揮本部の近くに現地医療対策本部を設置する。

(5) 業務

- ・NET(災害規模を把握する Number of casualties, 現場で必要な Equipment, 医療機関で必要な Treatment)を評価する。

第3章 カテゴリーⅠの対応

3. 1 カテゴリーⅠの災害の特徴

- ・災害では最も頻度が高い
- ・災害概要は発生時から把握可能
- ・災害現場は基本的に1箇所であり、現場活動の組織力は分散されない
- ・被災者の概数は発生時に把握可能
- ・各機関の役割分担には基本的に共通認識がある
- ・医療機関は平常の機能を維持している
- ・災害時には、被災者数を評価すれば市内での対応可否を決めることが可能
- ・DMATの活動場所には消防隊が必ず投入されている
- ・現地医療対策本部 ⇒ 災害救急医療本部 の順で設置される場合が殆ど

3. 2 カテゴリーⅠの災害対応戦略

- ・市内の医療機関での治療効果を最大限に発揮させる。この為、災害拠点病院からのDMATの投入は必要最小限とする。
- ・DMATの目的は「被災者を最適な医療機関へ早期に搬出すること」とする。
- ・発災地近隣の医師による発災地での協力を歓迎する。

3. 3 災害発生時の対応

3. 3. 1 災害発生の情報伝達とシステムの稼働

- ①D1レベル以上の場合には、消防から災害拠点病院すべてに災害発生の第一報が入る。災害拠点病院は院内を災害待機モードに切り替える。
- ②消防が必要と判断した場合には、市立八幡病院のDMAT、及び発災地に最も短時間で到達できる災害拠点病院のDMATの計2チームに出動要請を行う。

3. 3. 2 現地医療対策本部の立ち上げ及び活動

出動要請を受けたDMATのうち、先着したDMATの隊長は直ちにドクターコマンダーとして現地医療対策本部を立ち上げ現場医療指揮を開始する。

- (1) 設置基準
 - ・DMATが出動した時
- (2) 設置場所
 - ・現場指揮者が指示した場所
- (3) 最終的に本部長の任を負う者
 - ・市立八幡病院から派遣されたドクターコマンダー

- ・市立八幡病院のDMATは先着したDMATから指揮権を適宜引継ぎ、ドクターコマンダーとして全体の統括を実施する。

(4) 業務

- ・スタッフ構成及び業務については北九州市災害医療プログラムに詳述

3. 3. 3 災害救急医療本部の立ち上げ

DMATのドクターコマンダーが必要と判断した場合には、災害対策基本法の適応とは関係なく、災害救急医療本部を設置する。

第4章 カテゴリーⅡの対応

4. 1 カテゴリーⅡの災害の特徴

- ・大規模な自然災害
- ・頻度は十数年に一度
- ・災害現場は市内広域に及び、現場活動の組織力は分散される。
- ・発生時に被災者数を把握することは不可能
- ・医療機関自体が被災していることが少なくない。
- ・需要－供給体制の構築のためには被災者数及び医療機関の被災状況の評価が必要
- ・DMA Tの活動場所には消防隊が投入されているとは限らない。
- ・体制は、災害救急医療本部、現地医療対策本部の順で設置する。
- ・避難所の医療は極めて重要

4. 2 カテゴリーⅡの災害対応戦略

- ・医療資源及び災害拠点病院へのマンパワーを確保
- ・歩行可能なけが人（Walking wounded）等の軽症者の災害拠点病院以外への誘導
- ・上記2点を実施するため迅速に以下の評価を行う
 - 市内医療機関の被災及び被災者受け入れ可能状況
 - 地域外からの医療応援受け入れの必要性
 - DMA Tの市内投入場所
- ・北九州市医師会員の協力を歓迎する

4. 3 災害発生時の対応（例：震度5強以上の地震発生時）

4. 3. 1 災害発生時の情報伝達とシステムの稼働

- ・災害拠点病院は可能な限り迅速に自院の被災状況及び患者受け入れの可否をDMOCに連絡する。【連絡先：TEL. 093-662-6565（市立八幡病院代表）】
- ・災害救急医療本部長は設置次第、その旨を全ての医療機関に宣言する
- ・災害支援病院及びすべての医療機関はDMOCへ自院の被災状況及び患者受け入れの可否をメール又は電話で連絡する。
- ・DMOCは医療機関の被災状況及び患者受け入れ可否をまとめて、北九州市保健福祉局、消防局に提供する。
- ・消防は市内被災状況を遅滞なく、DMOCへ連絡する。
- ・北九州市医師会員で協力が可能な者は、軽傷患者の受け入れ、もしくは各医師会に参集・活動会員として登録し、活動場所、内容等の指示を受け、当該場所に出向き活動を行う。この際、北九州市医師会災害医療研修会の受講証明書を持参し、ドク

ターコマンダーの指示のもとに活動する。

4. 3. 2 現地医療対策本部の立ち上げ及び活動

災害救急医療本部から出動要請を受けたDMATは、指示された場所において現地医療対策本部を立ち上げ活動を実施する。

- (1) 設置基準
 - ・災害救急医療本部が指示した時
- (2) 設置場所
 - ・災害救急医療本部が指示した場所
- (3) ドクターコマンダーの任を負う者
 - ・出動要請を受けて出動したDMATの隊長
- (4) 業務
 - ・状況に応じる
 - ・現地の医療支援の必要性を評価する
 - ・各地から派遣されるDMATとの協同
 - ・北九州市災害医療プログラムに詳述

4. 3. 3 避難所での医療提供

- (1) 設置基準
 - ・市の地域防災計画とおり
- (2) 設置場所
 - ・市の地域防災計画とおり
- (3) 避難所医療責任者の任を負う者
 - ・災害救急医療本部が指示した者（交代制）
- (4) 業務
 - ・避難住民の数、年齢層の把握
 - ・避難所の環境把握（水、トイレ、食事、プライバシー）
 - ・災害時要援護者の把握
 - 透析患者、在宅酸素療法患者
 - 要介護者
 - 継続的な薬摂取者
 - ・必要な医療の需要－供給の評価

第5章 カテゴリーⅢの対応

5. 1 カテゴリーⅢの災害の特徴

- ・発災地が限定しているものの原因が不明な事態
- ・和歌山カレー事件、化学テロ、工場災害、イベント会場での食中毒等であり、潜在的危険は最も高い。
- ・除染、拮抗・解毒薬投与など特別な対応が必要となる場合がある。
- ・災害現場は基本的に1箇所であり、現場活動の組織力は分散されない。
- ・被災者の概数は発生時に把握可能
- ・原因究明のためには、患者症状（医療）や化学分析、捜査等（警察）、保健所等、複数の専門組織の情報連携が極めて重要である。
- ・医療については患者搬送後の医療機関での情報連携が重要

5. 2 カテゴリーⅢの災害対応戦略

- ・健康障害の原因物質把握のために各機関の情報を集約する。
- ・患者症状の集約を行う機関が必要であり、これを明確に設置する。
- ・警察、保健所、分析機関、日本中毒情報センター等との情報連携を行う。
- ・発災地からの情報に基づいて全組織が統一的な対応を開始する。
- ・発災地での活動の安全確保がされるまで医療機関は安易には出動しない。

5. 3 災害発生時の対応

5. 3. 1 災害発生の情報伝達とシステムの稼働

- ①D1レベル以上の場合には、消防から災害拠点病院すべてに災害発生の第一報が入る。災害拠点病院は院内を災害待機モードに切り替える。
- ②消防が必要と判断した場合には、市立八幡病院のDMAT、及び発災地に最も短時間で到達できる災害拠点病院のDMATの計2チームに出動要請を行う。
- ③消防は情報が入り次第、災害拠点病院にカテゴリーⅢであることを宣言する

5. 3. 2 現地医療対策本部の立ち上げ及び活動

出動要請を受けたDMATのうち、先着した隊の隊長は直ちにドクターコマンダーとして現地医療対策本部を立ち上げ現場医療指揮を開始する。

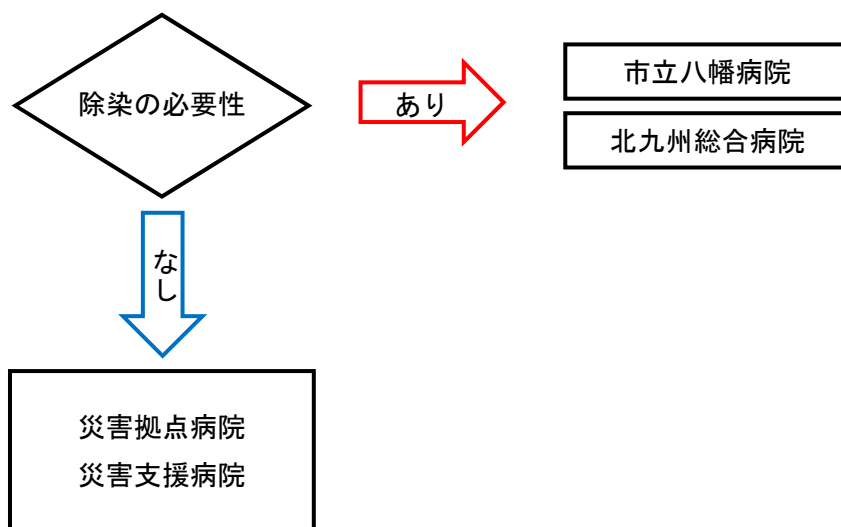
- (1) 設置基準
 - ・DMATが出動した時
- (2) 設置場所
 - ・現場指揮者が指示した場所

(3) 最終的に本部長の任を負う者

- ・市立八幡病院から派遣されたドクターコマンダー
- ・市立八幡病院のDMATは先着隊から指揮権を適宜引継ぎ、ドクターコマンダーとして全体の統括を実施する。

(4) 業務

- ・被災者の除染が必要となる場合には除染設備及び医療スタッフの化学防護具を持つ市立八幡病院又は北九州総合病院による対応を行うため、現地においては、まず除染の必要性についての情報を収集する



5. 3. 3 災害救急医療本部の立ち上げ

DMATのドクターコマンダーが必要と判断した場合には、災害対策基本法の適応とは関係なく、災害救急医療本部を設置する

5. 3. 4 医療機関の対応

- ・患者を搬入した医療機関は、可能な限り迅速に患者症状をファクスで災害医療・作戦指令センター（DMOC）に提供する⇒ファックス見本 JPIC のシートとあわせる。

【連絡先：FAX. 093-662-1796（市立八幡病院代表）】

5. 3. 5 災害救急医療本部の特別な役割

(1) 災害救急医療本部は患者症状をとりまとめ、以下のとおり提供を行う

- ・日本中毒情報センター、北九州市化学災害チーム ⇒ [原因究明のため]
- ・搬入先医療機関 ⇒ [患者の治療のため]
- ・警察、消防、北九州市保健福祉局 ⇒ [活動に資するため]

- (2) 日本中毒情報センターから情報が来たら直ちに搬入先医療機関、警察、消防、北九州市保健福祉局に提供する

5. 4 北九州市保健福祉局との連携

北九州市保健福祉局は、災害救急医療本部内(本部、DMOC)に支局を設置する。

第6章 カテゴリーⅣ対応

6. 1 カテゴリーⅣの災害の特徴

- ・発災地は散在性であり原因が不明な事態
- ・事態発生は曖昧な場合がほとんど
- ・事態把握のためにはサーベイランスが必要
- ・原因究明のためには多角的な分野からの検討が必要

6. 2 カテゴリーⅣの災害対応戦略

- ・市内における拡大状況把握を実施
- ・高齢者施設、乳幼児施設など、医療法管轄以外の施設においてもサーベイランスを行うために、総合的な対応を実施
- ・事態把握早期より学術支援のための専門組織を投入する。

6. 3 災害発生（予兆把握）時の対応

- (1) 保健福祉局において、関係機関を集めて検討会議開催 ⇒ 症例定義
- (2) 症例定義に基づいて市内のサーベイランス実施
- (3) 医療機関は保健福祉局から示された症例定義に基づいて、自医療機関を受診した患者で相当する症例を提示する。

第7章 医療機関における患者搬入体制

1. 以下の Scene 毎に、院内の「大規模災害対策マニュアル」に従って忠実に答えてみる。答えられないもの、答えが現実的でないもの、不十分なものについては、関係者で再度検討を行い、整備を図るものとする。

Scene 0

- (1) 災害拠点病院とは何ですか？
- (2) あなたの地域で起こりえる災害にはどんなものがありますか？
- (3) 災害時の院内ではどんなことが問題になるか、時間経過別に挙げてみてください。

Scene 1

6月×日 土曜日 15時22分、北九州市東部を震源とする地震発生。市内全域で震度6強を観測した。

災害拠点病院である〇〇病院では、当直スタッフによって①院内体制を直ちに災害体制へと移行した。家族の安全を確認した院外スタッフも、②自動参集を行い、③それぞれの部署についた。④病院の被災状況が確認された。

この間、市内から次々と救急車が到着し、また徒歩で軽症患者も多数訪れてきた。⑤災害体制へと移行した外来では、⑥トリアージが行われ、来院者を「歩いて帰れる軽症者」、「手術・入院が必要な重傷者」、「⑦他院への搬送が必要な患者」に分けられた。患者の関係者をはじめ報道や役所などから、⑧様々な問い合わせも寄せられる。病院前は徒歩、自家用車で来院する被災者で交通渋滞が発生し⑨救急車も入ることが困難な状況である。

* Question 1

- ①院内の災害モードへの切り替えの基準はどのようなものか？
 - ・ どんなときに
 - ・ 誰の権限で
 - ・ 具体的に何をどのようにするのか？（トリアージ外来の設置等）
- ②自動参集の基準はあるか？
 - ・ どんなときに
 - ・ どうやって
 - ・ 参集者の名簿管理は
- ③災害対応時のそれぞれのスタッフの役割は決められているか？
- ④必ず確認すべき事項は決められているか？
- ⑤災害体制時の外来機能はどのようになっているか？ 人員は？
- ⑥トリアージ体制はどのようになっているか？
 - ・ 誰が
 - ・ どのような方法で
- ⑦他院への搬出基準はどのように考えているか？
 - ・ どのような患者を
 - ・ どこに（事前の資料はあるのか）
 - ・ どうやって
 - ・ 他院との協定はあるか
- ⑧問い合わせへの対応指針はあるか？
 - ・ 誰が
 - ・ 答えるべき情報源を集める仕組みはあるのか
 - ・ どのような問い合わせは無視するのか
 - ・ 患者の名簿管理方法は
- ⑨災害発生時に病院周辺で起こりえる事態は想定されているか？

Scene 2

軽症被災者診察室は、多数の被災者で混雑しておりパニックに陥った被災者もいる。駆けつけてくれた⑩応援医師の手をかりて処置を行った。

事務では、⑪スタッフの交代体制を作成して長時間勤務による能率低下と体力低下の防止に努めた。⑫資機材が不足してきたので関係機関へ連絡して取り寄せた。

* Question 2

- ①近隣の医師の応援を受ける体制はあるか？
 - ・どのような資格を持つ人を
 - ・どのような部署に
 - ・本人であることの確認方法は
- ②スタッフの労務管理体制はどのようにするか？
 - ・休憩、交代は
 - ・食事は
- ③資機材の不足の院内連絡体制、院外連絡体制はできているか？

2. 実際の訓練

(1) 災害対応外来の設置訓練 ⇒ 設置に要する時間を測定

- ・ トリアージポスト
- ・ 軽症者
- ・ 重傷者
- ・ 死亡者（家族控え室は別にすべき）
- ・ 外来の患者管理場所は
- ・ 名簿の張り出し場所は
- ・ 患者への情報伝達手段は

⇒ 院内スタッフへ周知

動線を確認せよ

問題点を検討せよ

(2) ヘリポートへの搬出訓練

- ・ どのような準備が必要か
- ・ 人手はどれくらい必要か
- ・ 停電の場合の移動方法

第8章 その他

8. 1 北九州市医師会災害医療プログラムについて

北九州市医師会のホームページ内に、災害医療を日常的に専門としていない北九州市医師会員の災害現場における医療活動対応を示した『北九州市医師会災害医療プログラム』をPDFファイルにて掲載する。

尚、内容に変更があれば、随時更新を行う。

◇北九州市医師会ホームページアドレス：<http://www.kitakyushu-med.or.jp/>

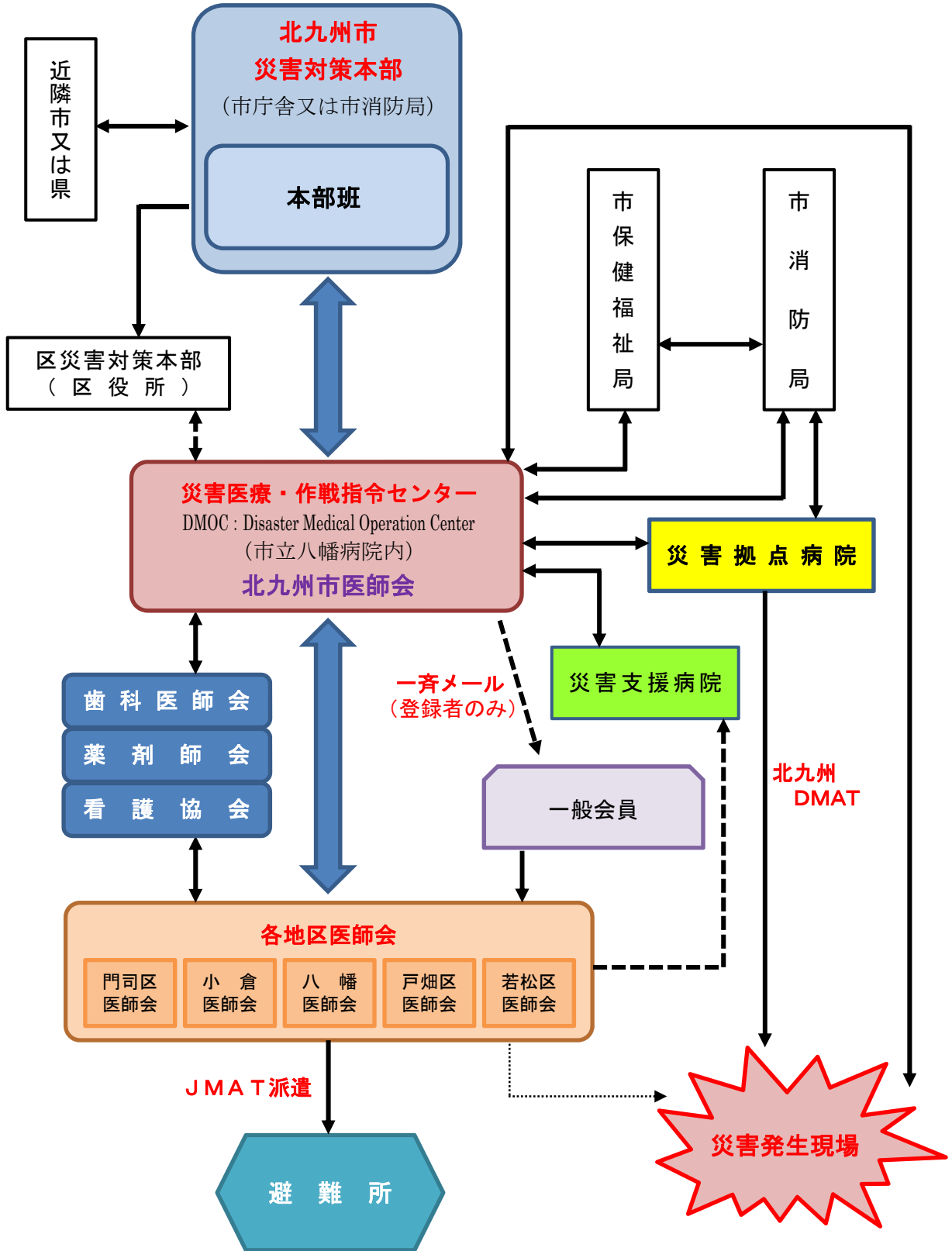
8. 2 付属資料

- ①北九州市における各医師会一覧
- ②北九州市医師会災害医療救護活動連絡系統図
- ③災害支援病院一覧
- ④医療救護用携帯装備
- ⑤北九州市との災害医療救護に関する協定
- ⑥北九州空港 医療救護活動に関する協定書
- ⑦北九州市医師会 災害・事故医療救護運営委員会規約
- ⑧災害・事故医療救護運営委員会名簿
- ⑨医療救護計画等検討作業部会名簿

～ 北九州市における各医師会一覧 ～

医師会名	住 所	電話・FAX番号
北九州市医師会	〒802-0077 北九州市小倉北区馬借1丁目7-1	TEL:093(513)3811 FAX:093(513)3816
門司区医師会	〒800-0007 北九州市門司区小森江3丁目12-11	TEL:093(371)1567 FAX:093(371)6151
小倉医師会	〒802-0076 北九州市小倉北区中島1丁目19-17	TEL:093(551)3181 FAX:093(521)4417
八幡医師会	〒805-0062 北九州市八幡東区平野2丁目1-1	TEL:093(681)6035 FAX:093(661)1510
戸畑区医師会	〒804-0063 北九州市戸畑区正津町2-10	TEL:093(871)6326 FAX:093(871)1611
若松区医師会	〒808-0074 北九州市若松区藤ノ木2丁目1-29	TEL:093(761)5367 FAX:093(751)3933
産業医科大学医師会	〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	TEL:093(603)1611 FAX:093(691)8892

～ 北九州市医師会災害医療救護活動連絡系統図 ～



～ 災害支援病院一覧 ～

区分	医療機関名	緊急用電話番号	緊急時対応者	応需可能な項目							
				A外傷	B四肢外傷	C脊髄損傷	D呼吸不全	E循環器	Fシヨック	G急性中毒	Hその他
門司区北部・小倉北区											
	門司メディカルセンター	331-3461	事務当直	○	○			○	○	○	
	門司掖済会病院	321-0984	事務				○		○		緊急透析・口腔(周囲)外相
	市立門司病院	381-3581	守衛				○				
	J R九州病院	381-5661	事務					○			
	小倉記念病院	511-2000	医師				○	○	○		頭部外傷
	新小倉病院	571-1031	事務				○				
	前田病院	921-3968	事務								軽症外傷
	三萩野病院	931-7931	事務	○							
	松井病院	941-4550	事務				○				D.軽度のみ可
	霧ヶ丘つだ病院	921-0438	看護師				○				
門司区南部・小倉南区											
	小倉医療センター	921-8881	事務		○		○		○	○	未熟児
	市立総合療育センター	922-5596	事務								障害者・児
	慈恵曽根病院	471-2881	事務当直		○		○		○		
	東和病院	962-1008	事務				○	○	○	○	
八幡東区・戸畑区											
	製鉄記念八幡病院	671-9422	看護師	○	○	○	○	○	○	○	脳卒中
	済生会八幡総合病院	662-5211	医師・事務	○	○	○	○		○	○	E.心不全可 緊急カテを用いた重症性疾患不可 H.脳卒中
	西野病院	653-2122	看護師				○				D.軽度のみ可
	牧山中央病院	871-2760	救急担当医・事務	○	○		○	○	○		
	戸畑共立病院	871-5421	看護師	○	○	○	○	○	○	○	高気圧酸素治療
八幡西区・若松区											
	正和なみき病院	644-0756	院長・医師	○	○	○					
	正和中央病院	602-1151	看護師		○						
	東筑病院	603-0111	看護師長				○	○	○		
	黒崎整形外科病院	631-3565	医師		○						
	青山中央外科病院	642-0070	院長	○	○	○	○			○	
	大平メディカルケア病院	614-2101	事務	○	○		○		○		
	浜田病院	621-0198	事務		○						
	香月中央病院	617-0173	院長	○	○		○			○	

平成28年3月現在

～ 医療救護用携帯装備 ～

1. 一般的なもの

- | | |
|----------------|----------------|
| ○安全な被服・靴・ヘルメット | ○懐中電灯・ライト |
| ○携帯電話 | ○携帯ラジオ・無線機 |
| ○感染防御用のゴーグル・手袋 | ○身分証明書・進入許可証 他 |

2. 携帯資機材一覧表（現場医療救護班用）

災害協力病院はドクターカー等に下記のことを標準装備することが望ましい。

ア. 医療機器類

品 名	品 名	品 名
1 除細動器	10 喉頭鏡	19 酸素カニューラ
2 輸液ポンプセット	11 気管挿管用資機材	20 ラリングルマスク
3 AMBU バッグ&マスク	12 酸素マスク	21 心電図モニター
4 パルスオキシメーター	13 経鼻エアウェイ	22 血圧計
5 ポータブル吸引器	14 膿盆	23 聴診器
6 パラパック	15 舌圧子	24 ネックカラー
7 ショックパンツ	16 異物除去鉗子	25 バックボード
8 マジックギブス	17 マギール鉗子	26 モバイルエコー
9 ストレッチャー	18 体温計	

27 静脈路確保および外科系処置用資機材		
① 輸液セット	⑧ 駆血帯	⑮ ピンセット
② アルコール綿	⑨ 消毒薬&綿球類	⑯ ディスポメス
③ 静脈留置針	⑩ 伸縮包帯	⑰ 扁平釣
④ 三方活栓	⑪ 洗浄用滅菌生食	⑱ 縫合糸&縫合針類
⑤ サージカルテープ	⑫ 止血鉗子	⑲ アスピレーションキット
⑥ 救急絆創膏	⑬ 持針器	⑳ 滅菌手袋
⑦ 滅菌ガーゼ	⑭ 直剪刀	

イ. 医薬品類

品 名	数量	品 名	数量
1. 昇圧剤および強心剤			
①アドレナリン (ボスミン)	3 A	③ドーパミン製剤	3 A
②ノルアドレナリン	3 A	(カタボン・カコージン)	
2. 抗不整脈剤			
①リドカイン (キシロカイン)	3 A	④硫酸アトロピン	3 A
②プロカインアミド (アミサリン)	1 A	⑤イソプロテレノール	3 A
③ベラパミル (ワソラン)	2 A	(プロタノールL)	
3. 抗狭心症および降圧剤			
①ニトロール注	2 A	②ニフェジピン (アダラート)	5 C
ニトロペン舌下錠	2 T	③ニカルジピン (ペルジピン)	5 A
4. 気管拡張剤			
①アミノフィリン (ネオフィリン)	3 A		
5. 副腎皮質ホルモン剤			
①メチルプレドニゾロン (ソルメドロール) 500mg	4 A		
6. 利尿剤			
①フロセマイド (ラシックス)	3 A	③マンニトール	2 A
②グリセオール (グリセオール)	2 本	(20% マンニトール)	
7. 抗痙攣剤および鎮静剤			
①ジアゼパム (セルシン)	3 A	②座薬製剤 (ダイアップ)	1 T
		冷暗所保存	
8. 抗血栓薬			
①ヘパリンナトリウム (ヘパリンナトリウム)	1 V		
9. 鎮痛剤			
①ペンタゾシン (ペンタジン 15mg)	3 A		
10. 輸液および電解質製剤			
①ラクテック 500ml	10 本	⑤ヘスパンダー	3 本
②メイロン 20ml	2 A	⑥生理食塩水 500ml	3 本
③メイロン 250ml	2 本	⑦5%ブドウ糖 500ml	3 本
④ソリタ T1号 500ml	3 本	⑧20%ブドウ糖 20ml	2 A

～ 北九州市との災害医療救護に関する協定 ～

北九州市（以下「甲」という。）と社団法人 北九州市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における応急的な医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北九州市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる集団救急事故等の災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て行う災害医療救護を円滑に実施するための必要な事項を定めることを目的とする。

（医療班の派遣要請）

第2条 甲は前条に定める災害が発生し医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、直ちに乙の定めた医療救護計画に基づき災害現場及び甲の指定する救護所（以下「救護所等」という。）に医療班を派遣するものとする。

（医療班の業務）

第3条 医療班は、救護所等において、次の各号に定める業務を行う。

- （1）傷病者に対する診断と応急処置
- （2）傷病者の重軽傷等の程度判断
- （3）傷病者の後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- （4）助産
- （5）死亡の確認

（医薬品等の供給）

第4条 医療班は原則として甲が提供する医薬品及び医療資機材等を使用するものとする。

2 医療班の災害医療救護に必要な医薬品、医療資器材等の調達及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

3 医療班が携行した医薬品及び医療資器材等を使用した場合における経費は、甲が負担するものとする。

（後方医療施設への搬送）

第5条 乙は、甲が負傷者を後方医療施設へ搬送する場合は、必要な協力を行うものとする。

(医療紛争)

第6条 この協定に基づき医療班が行った災害医療救護に関し、傷病者との間に医療紛争が生じた場合は、甲は、乙と緊密な連携の基に速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

2 医療班が実施した災害医療救護に関して、傷病者と収容した後方医療施設との間に医療紛争が生じた場合は、前項と同様に処置するものとする。

(報酬)

第7条 甲は、医療班員に対し、別に定めるところにより報償金を支給する。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療班員が災害医療救護に従事したことにより死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は災害医療救護に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合の補償は、北九州市消防団員等公務災害補償条例によるものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するため、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成10年8月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前まで、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 北九州市

市長 末吉興一 ⑩

乙 北九州市医師会

会長 関原敬次郎 ⑩

～ 北九州空港医療救護活動に関する協定書 ～

運輸省大阪航空局北九州空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人 福岡県医師会（以下「乙」という。）は、北九州空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、北九州空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、北九州空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護活動要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は次のとおりとする。

- （1）被災者の選別
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- （3）医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- （4）死亡の確認

（医療資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加要請するものとする。

2. 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合にはこれに協力

するものとする。

3. 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4. 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議する。

(災害補償)

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、平成3年12月18日から平成4年3月31日までとする。

2. 前項の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

3. この要諦の締結を証するため、本書4通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成3年12月18日

甲 大阪航空局 北九州空港事務所
空港長 鈴木 圀夫 ⑩

乙 福岡県医師会
会長 櫻井 日出生 ⑩

北九州市医師会
会長 津田 恵 ⑩

京都医師会
会長 末松 薫 ⑩

～ 北九州市医師会 災害・事故医療救護運営委員会規約 ～

第1条 本委員会は「北九州市医師会 災害・事故医療救護運営委員会」と称し、事務局は北九州市医師会内に設置する。

第2条 本委員会は北九州市における不時の災害および大事故等に関して、北九州市医師会の医療救護活動を組織的かつ円滑に行うために、必要な事項について、協議する。

第3条 本委員会は次の事項について協議する。

- (1) 医療救護に関する計画の確立と見直し。
- (2) 地域防災計画での医療機関の位置づけ及び協力体制の確立。
- (3) 各種医療救護訓練への積極的参加。
- (4) マニュアルの作成と見直し。
- (5) 情報伝達方法の確立。交通手段の確保。
- (6) 報道機関への情報提供方法の確立。
- (7) 二次災害発生時の対応。
- (8) 経費負担の明確化。二次災害補償対策。
- (9) その他。

第4条 本委員会は原則として北九州市医師会長を委員長とし、副会長を副委員長とする。委員は市医師会及び各地区医師会の救急・災害医療担当理事及び災害拠点病院（市立八幡病院（救命救急センター）、北九州総合病院（救命救急センター）、市立医療センター、健和会大手町病院、九州労災病院、産業医科大学病院、JCHO九州病院、新小文字病院）の医療救護班長とする。但し、任期は2年とし再任を防げない。

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

尚、議長が必要と認めるときは、オブザーバーを出席されることができる。

第6条 委員会の下部に「医療救護運営小委員会」を置き、災害マニュアルの作成と見直し及び各種の災害・事故総合訓練の対応協議等を行う。小委員会は市医災害・救急医療担当理事を委員長とし、市医理事、災害拠点病院の医療救護班長で組織する。

尚、病院内連携のためオブザーバーとして病院事務局が参加することができる。

第7条 委員会及び小委員会の運営に関する費用は北九州市医師会が負担する。

～ 災害・事故医療救護運営委員会 ～

平成28年3月

所 属	氏 名
救急災害医療委員会（門司）	古賀敦子
救急災害医療委員会（小倉）	小野研治
救急災害医療委員会（八幡）	原賀憲亮
救急災害医療委員会（戸畑）	三原潤二
救急災害医療委員会（若松）	村上忠正
市立医療センター	眞鍋治彦
健和会大手町病院	西中徳治
北九州総合病院	坂本喜彦
九州労災病院	松本泰幸
市立八幡病院	伊藤重彦
産業医科大学病院	眞弓俊彦
J C H O 九州病院	酒井賢一郎
新小文字病院	遠山奈雅博
北九州市 参 与	郡山一明
北九州市医師会 会 長	下河邊智久
北九州市医師会 副 会 長	村上吉博
北九州市医師会 副 会 長	有馬透
北九州市医師会 専務理事	穴井堅能
北九州市医師会 救急担当理事	高嶋雅樹
北九州市医師会 災害担当理事	福地靖範
北九州市医師会 救急災害副担当理事	岩本拓也
オ ブ ザ ー バ ー	山下博徳

～ 医療救護計画等検討作業部会 ～

平成26年10月

所 属	氏 名
北九州市医師会 専務理事	穴 井 堅 能
北九州市医師会 救急担当理事	高 嶋 雅 樹
北九州市医師会 災害担当理事	福 地 靖 範
北九州市立八幡病院 副院長	伊 藤 重 彦
北九州市 危機管理担当参与	郡 山 一 明
久留米大学医学部 教授	山 下 典 雄
産業医科大学医学部 教授	真 弓 俊 彦
北九州市保健福祉局 保健医療課長	佐 野 耕 作
北九州市消防局 救急課長	谷 延 正 夫

北九州市医師会医療救護計画

初 版 平成 9年 9月 発行

第二版 平成11年 2月 発行

第三版 平成17年 2月 発行

第四版 平成21年 2月 発行

第五版 平成28年 3月 発行

発行者 公益社団法人 北九州市医師会

〒802-0077

北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号

総合保健福祉センター7階

電 話 (093) 513-3811

FAX (093) 513-3816